



小児慢性特定疾病医療費助成の申請に **マイナンバー** が必要です

平成28年1月1日から、マイナンバーの利用が開始されました。
これに伴い、小児慢性特定疾病医療費の申請に必要なものが変わります。

★ポイント①★

申請書にマイナンバーの記入が必要です

窓口にお越しの際は、あらかじめ準備をお願いします。

「新規申請書」「変更申請書」「更新申請書」を提出する際は、**申請書に記載の**

- ① **受診者**
 - ② **申請者（保護者）**
 - ③ **支給認定基準世帯員**（受診者（被扶養者の場合）と同じ医療保険に加入する被保険者）
- の**マイナンバー**を記入する必要があります。

ただし、市町村国保・国民健康保険組合に加入している場合、**受診者と健康保険証の記号・番号が同じ方全員のマイナンバー**を記入する必要があります。

★ポイント②★

受付窓口でマイナンバーを確認します

各保健福祉事務所で申請を行う際に、マイナンバーの確認を行います。
裏面を参考に、あらかじめ必要な書類の準備をお願いします。

マイナンバーカード (個人番号カード)

通知カードについている申請書
で無料で交付されるものです。
一枚で身元の確認と個人番号の
確認ができます。

表面



裏面



通知カード

平成27年末頃にご自宅に届い
ているものです



各保健福祉事務所で申請を行う際に、マイナンバーの確認を行います。
下記を参考に、あらかじめ必要な書類の準備をお願いします。

【身元確認に必要な書類】

○いずれか1種類でよいもの

マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、
運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、写真付き学生証、写真付き社員証、写真付き身分証明書又は写真付き資格証明書

○上記書類の提出が困難な場合は、次の書類を2種類以上

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

【番号確認に必要な書類】

○いずれか1種類

マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード

○上記書類の提出が困難な場合はあらかじめご相談ください。



【①申請者（保護者）本人以外（代理人）が持参する場合】

…以下の(1)～(3)を提示してください

- (1) ②申請者（保護者）本人から代理人への委任状
または②申請者（保護者）本人の健康保険証
- (2) 代理人の【身元確認に必要な書類】（原本）
- (3) ①受診者、②申請者（保護者）、③支給認定基準世帯員の
【番号確認に必要な書類】（原本またはその写し）

【①申請者（保護者）本人が持参する場合】

…以下の(1)～(2)を提示してください

- (1) ②申請者（保護者）本人の【身元確認に必要な書類】（原本）
- (2) ①受診者、②申請者（保護者）、③支給認定基準世帯員の
【番号確認に必要な書類】（原本またはその写し）

